2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について(案) ~前回調査(平成29年度調査)からの主な変更点~

1. 調査の概要

○調査の目的 子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の 経営実態を把握するもの。

○調査対象 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

○調査項目 施設・事業所の概要、職員配置、職員給与、収支状況 等

2. 前回調査からの変更の考え方

- 公定価格の検討に資するよう、運営実態を把握するための調査項目を追加する。
- 教育・保育施設等としての経営の実態をより詳細に把握し、収支差を算出するため、教育・保育に係る事業活動区分外の収益・費用の一部 (受取利息・借入金利息補助金、本部経費・借入金利息等)についても、収支差に含める。
 - ※ 各法人種別の収支の調査項目は、各法人会計基準に整合させる。
- 回答者の記入負担軽減のために、回答項目の簡略化を図る。

3. 主な変更点

【運営実態把握のための追加項目例】 処遇改善への取組状況の把握(処遇改善等加算の取得状況、未取得の理由、職員給与の推移 等)

【収支差の算出方法の変更への対応】 収益項目として「受取利息」を追加。

支出項目として「支払利息」「法人本部に帰属する経費」を追加。

【回答者の記入負担軽減への対応例】地域子ども・子育て支援事業の実施状況に関する項目を削除。

建物の状況に関する項目を削除。

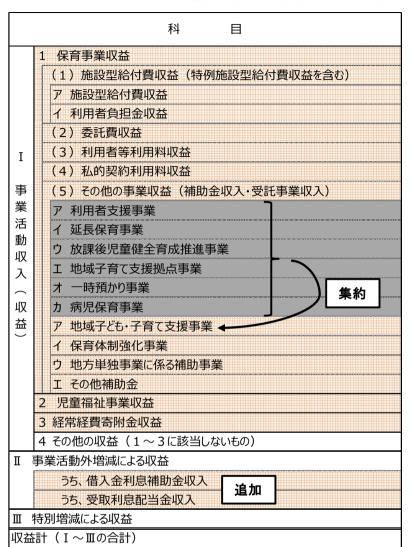
地方単独補助事業に基づく職員配置の項目を削除。

収益項目において可能な限り内訳を削除。

〇収入の部

- - ・・・・収支差の算定に含める項目
 - ・・・調査票から削除する項目

〇保育園、認定こども園、地域型保育事業所(各会計基準共通)



O私立幼稚園(新制度園)

【別紙】

1 学生生徒等納付金			
(1)基本保育料			
(2)特定保育料			
(3) その他納付金			
2 手数料			
3 寄付金			
4 経常費等補助金			
(1) 施設型給付費(特例施設型給付費を含む)			
うち、平成28年度人事院勧告を踏まえた賃金改定分(1.3%)		
(2) 地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業等)			
うち、利用者支援事業			
うち、実費徴収に係る補足給付を行う事業			
うち、放課後児童健全育成事業			
教 うち、地域子育で支援拠点事業 育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
活 うち、一時預かり事業(幼稚園型)			
動 うち、一時預かり事業(一般型)			
収 うち、その他の事業			
入 (3) 幼稚園特別支援教育経費(私学助成)			
(4)預かり保育推進事業(私学助成)			
(5) 幼稚園の子育て支援活動の推進(私学助成)			
(6) 地方単独事業に係る補助金			
(7) その他補助金			
5 付随事業収入			
※ (1) と (2) について <u>純額表示</u> としている場合、番号の左側の欄にチェック (四) してください。			
(1)補助活動収入			
(1)-1 預かり保育料等			
(1)-2 実費徴収			
(2) 受託事業収入			
(3) その他の事業収入 6 雑収入			
7 教育活動収入計			
* O 平的利自,和兴全 20 tm			
9 その他の教育活動外収入			
10 教育活動外収入計			
特 11 資産売却差額			
別 12 その他の特別収入			
入 13 特別収入計			
14 事業活動収入計			

〇支出の部

- ・・・・収支差の算定に含める項目
- ・・・調査票から削除する項目

A 社会福祉法人会計基準



B 学校法人会計基準



C 企業会計

	科目
	1 人件費
	うち 役員報酬 うち 退職金又は退職共済掛金
	i i
	2 経費(事務費に係るもの)(ア〜セの合計)
	ア福利厚生費
	イ 旅費交通費
	り 研修費
	工 消耗品費
	オ 印刷製本費
	力 光熱水費
	キ 車輌費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	□ 委託費
	① 派遣委託費
	② 給食委託費
IV	③ その他の委託費 (①、②に該当しないもの)
	サ 保険料
売	シ 賃借料
上	① 土地
原	② 建物及び建物付属設備
価	③ 設備器械
	④ その他の賃借料 (①~③に該当しないもの)
	ス相税公課
	セ その他の経費 (ア〜スに該当しないもの)
	3 経費(事業費に係るもの)(ア〜オの合計)
	ア消耗品費
	① 給食費
	② 保健衛生費
	③ 保育材料費
	④ その他(①~③に該当しないもの)
	イ 光熱水費
	ウ 車輌費
	工 賃借料
	オ その他の経費(ア〜エに該当しないもの)
	4 減価償却費
	5 その他の売上原価(1~4に該当しないもの)
	売上原価計(1~5の合計)
V 本	部経費配賦額(事業所において負担している本部経費) 追加
	業外費用
	1 支払利息 追加
	2 徴収不能額
	3 その他の営業外費用(1、2に該当しないもの)
/TT 特	別損失
	ががらた。 長人税、住民税及び事業税
	いいい エンリッペン ナネル

2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について (案)

1. 背景·目的

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日 経済財政諮問会議)

(2019年度~)

教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

2. 調査対象等

○調査対象:幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

○調査時点:2019年3月時点(収支については、2018年度実績)

○調査時期:2019年度に速やかに実施

○調査方法:施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3. 主な調査内容

①概要 (2019年3月時点) 設置主体、児童数、事業の実施状況等

②収支の状況(2018年度) 公定価格における年間の収支差

③職員の給与(2019年3月分) 職種別の勤続年数や支給額(支給額については2017年と2019年との比較)

④職員の配置(2019年3月時点) 職種別の配置状況

※調査内容については現時点でのものであり、今後の検討状況によっては変更が生じる可能性あり。

公定価格に関する議論の整理(抜粋)

平成30年1月17日子ども・子育て会議

○運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

(今後の方向性)

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討
- ○教育・保育の質の向上

(今後の方向性)

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保
- ○経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

(今後の方向性)

- 調査の設計・方法等に関する検討
 - 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
 - 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
 - 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討(ICTの活用を含む)
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

次回経営実態調査に向け、「公定価格に関する議論の整理」において整理された事項について、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態の把握の 在り方等に関する調査研究事業」(内閣府)において有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討した。検討状況は以下のとおり。

公定価格に関する議論の整理	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
■ 調査の設計・方法等に関する検討 ※有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討	
・各種法人会計基準等の違いを踏まえた 評価方法の検討	学校法人会計においては、基本金組入額を収支差額から控除すること、社会福祉法人会計においては、国庫補助金等特別積立金取崩額を、費用から控除する項目としており、収支の評価は、それぞれの会計基準に応じて行うことが適当。 なお、企業会計においては、経理上の処理である圧縮記帳を前提とすることで国庫補助金等特別積立金取崩額と同様の効果が得られるため、現状の調査項目のままとする。
・公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討	いずれの会計基準においても、支出について、地方単独補助事業等を区分した処理を求めておらず、調査上記入を求めること は困難である。 また、地方単独補助事業等について、その収支は均衡するものと想定され、収支差への影響は限定的なものと考えられる。 そのため、前回同様、それらを含めた収支差とする。
・経営実態調査で把握する収支差に教育・ 保育に係る収支以外の借入金利息や本部 繰入金を含めるかどうかの検討	①借入金利息について 経常収支を把握するため、介護制度の経営実態調査と同様に費用として計上する。合わせて利息収入についても計上する。 教育・保育の対象以外の事業を行っている場合は、介護制度と同様(※)の期末残高割合に応じた按分等の方法を検討する。 (※)「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(H13.3.28老振発第18号) ②本部繰入金について 施設運営上必要な本部繰入金については、費用として計上することとする。
■ 経営実態調査以外の公定価格の検証方法 の検討	公定価格の見直しの検討にあたっては、収支だけでなく、職員配置や給与水準等を含めて検討することが必要であり、現時点においては、経営実態調査として実施することが適当と考えられる。 また、(独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検討を行う。
■ 有効回答を確保するための経営実態調査 の記入者負担の軽減方法の検討 (ICTの活用を含む)	前回同様、紙による調査票に加え、インターネット上に専用ホームページを設け、Excelデータでの記入を可能とする。 また記入要領を充実することにより記入者負担の軽減を図る。 (独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検 討を行う。
■ 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討	まずは、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう2019年度に経営実態調査を実施する。

※上記のほか、収支差のみで判断するのではなく、公定価格の検討に資するよう各種加算の取得状況、開所日数等、運営実態を把握するための調査項目 を盛り込む予定。